

規 則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十三号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「幼稚園及び小学校」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。